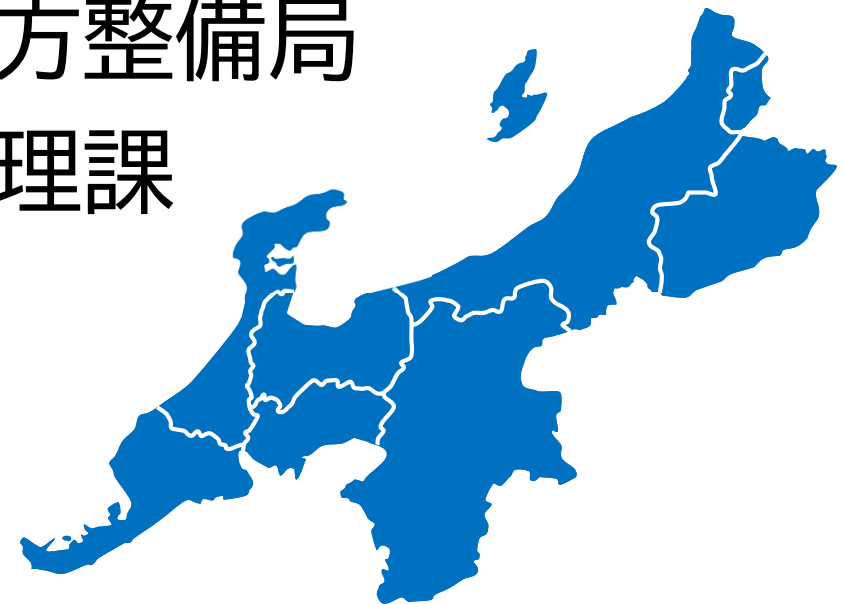


「工事施工の円滑化4点セット」 について

国土交通省 北陸地方整備局
企画部 技術管理課



目次

工事施工の円滑化４点セット	・ ・ ・	P 2
工事円滑化推進会議	・ ・ ・	P 5
土木工事条件明示の手引き（案）	・ ・ ・	P 8
土木工事設計図書の照査ガイドライン（案）	・ ・ ・	P 19
工事一時中止に係るガイドライン（案）	・ ・ ・	P 30
土木工事設計変更ガイドライン	・ ・ ・	P 49
良くわかる〇〇シリーズ	・ ・ ・	P 65

工事施工の円滑化4点セット

工事施工の円滑化4点セット 作成の背景

◆ 公共工事の基本的考え方

- 公共工事の品質を確保するためには、適正な工期、適正な予定価格をもとに発注し、技術と経営に優れた建設企業が適切に施工することが基本となる。

◆ 現状における課題

- 土木工事は、当初発注時点では予見できない事態が発生しやすい。
- 施工過程において発生する地質など自然条件の変化に伴う設計条件の変更に対し、受発注者における費用等のとらえ方に相違がある場合もあり、適正な変更契約や円滑な施工に支障をきたしている。
- 予見できない事態に備え、前提条件を明確にし設計変更を円滑に行う必要がある。
- 工事の施工途中で受注者の責に帰することができない事由等により施工ができなくなった工事については、工事の一時中止の指示を行わなければならない。

◆ 工事施工の円滑化4点セットの活用

- 円滑な工事施工を図るため、三つの段階（設計段階、工事着手段階、施工～完成段階）の打合せ、協議等において、受発注者の出席者、必要なコミュニケーションの内容を明記したガイドライン等を作成した。
- 建設業が魅力ある産業として認知されるため、工事の現場環境や受発注者間におけるコミュニケーションの更なる改善に取り組む際に本ガイドライン等を参考として活用。

工事施工の円滑化4点セット 活用のポイント

より一層円滑な工事の執行を目指すため、
工事施工対策部会において**官民協働**で作成

北陸地方建設事業促進協議会 工事施工対策部会

受注者
(一社)新潟県建設業協会
(一社)富山県建設業協会
(一社)石川県建設業協会
(一社)日本建設業連合会北陸支部
(一社)日本道路建設業協会北陸支部
(一社)建設コンサルタンツ協会北陸支部



発注者
新潟県・富山県
石川県・新潟市
東日本高速道路(株)新潟支社
中日本高速道路(株)金沢支社
北陸地方整備局



発注時
～
契約後

土木工事条件明示の 手引き (案)

設計積算にあたって、工事内容に関する
条件明示が必要な項目をチェックし明示を徹底

土木工事設計図書の 照査ガイドライン (案)

工事着手時点における疑義を明らかにする
とともに、施工中に疑義が生じた場合には、
照査や責任の範囲を明確化

施工中

工事の一時中止に係るガイドライン (案)

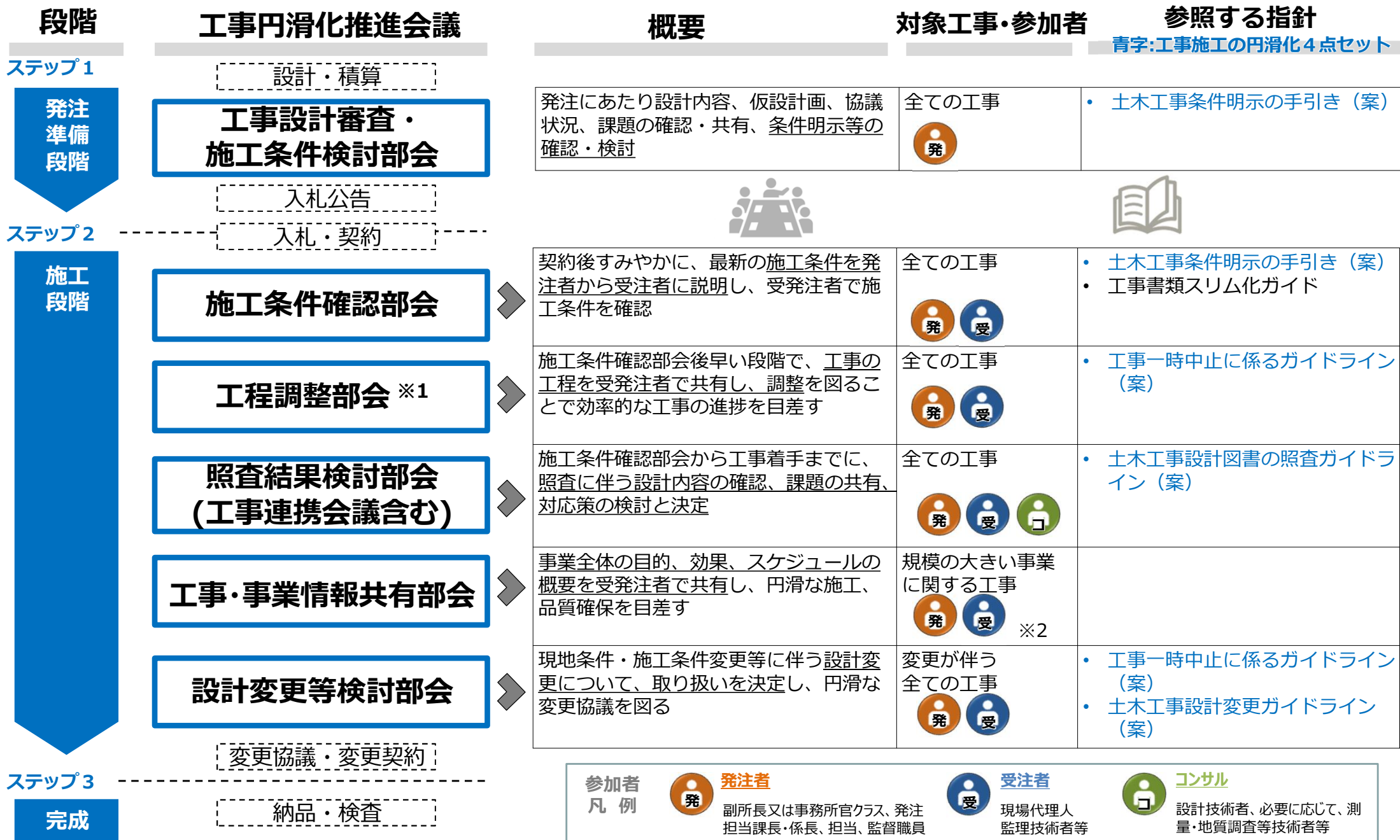
受注者の責に帰することができない理由により施工できなくなった場合は
発注者に中止指示義務があり、工期・金額の変更について適正に対応

契約変更

土木工事設計変更ガイドライン (案)

設計変更業務の改善を図るために、設計変更の課題と留意点をとりまとめ

工事円滑化推進会議



※1 他の部会と兼ねて開催が可能

※2 元請本社事務社員なども参加可。必要に応じて地域の方も参加いただく。

工事円滑化推進会議 取り組み状況

- 平成20年11月から、「工事設計審査・施工条件検討部会」等の試行を開始
- さらに、平成26年以降「工程調整部会」等の試行を開始し、現在は原則全ての工事で実施

工事円滑化推進会議	取り組み状況	
工事設計審査・ 施工条件検討部会		
施工条件確認部会		
工程調整部会		
照査結果検討部会 (工事連携会議を含む)	※工事連携会議は平成16年から設置	
工事・事業情報共有部会		
設計変更等検討部会		

原則、全ての工事で実施

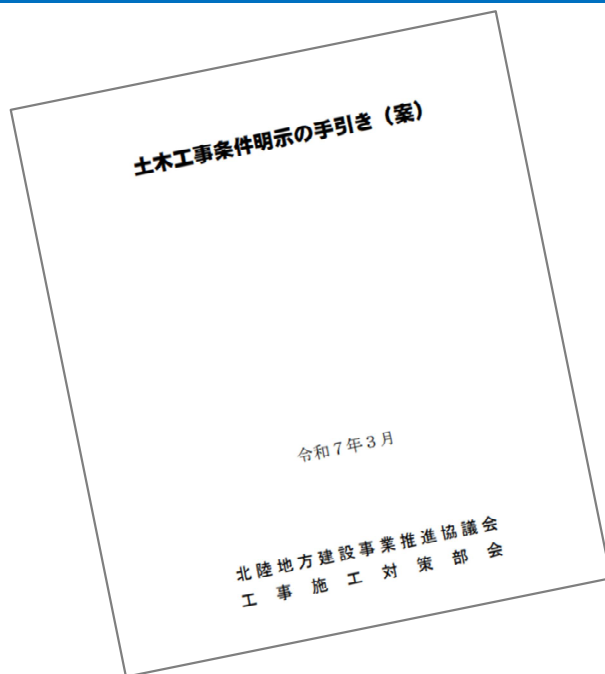
土木工事条件明示の手引き（案）

土木工事施工条件明示の手引き（案）

1. 背景・目的

- ✓ 工事の発注に際しては、施工地域の自然条件や社会条件、施工時期などの制約条件が工事ごとに異なることから、関連する**施工条件を設計図書に明示**することによって、**工事の適正で円滑な施工が可能**
- ✓ しかし実態は、受発注者間で表現や受け取り方などに相違が生じ、積算額に大きな差が生じるケースや、条件の考え方に相違が生じるケースが見受けられた

条件明示の徹底を図るため「土木工事条件明示の手引き（案）」を作成



・・・ 目次 ・・・

- I. はじめに
- II. 「手引き（案）」の活用
- III. 「手引き（案）」活用時の留意事項
- IV. 「手引き（案）」作成時の参考資料
- V. 条件明示の項目別チェックリストと記載例

2. 内容

II. 「手引き(案)」の活用

受発注者共通の活用

- ✓ 事例集ではなく、各種工事に対応できる基本的事項を掲載した**チェックリスト**として活用

発注者の活用

- ✓ 積算や設計図書作成に先立ち、予め現場の条件、環境、制約等を調査・確認する際の手引きとして、また条件を整理する実践的なフォーマット（様式）として活用
- ✓ 積算担当者の現場確認も含め、事前調査・関係部署確認の効率化
- ✓ 現場条件に適合した積算及び特記仕様書の作成を支援
- ✓ 積算部署と監督職員が情報共有することにより、施工時の調整や協議の際の内訳データとして活用し、円滑化に寄与

受注者（見積者）の活用

- ✓ 施工経験の少ない場合には、参考資料として活用
- ✓ 現場条件の確認時の手引きとして位置づけることにより、現場調査・測量時に活用
- ✓ 現場説明時の質問事項の検討資料として活用
- ✓ 契約締結後の契約書第18条「条件変更等」の確認資料として活用
- ✓ 施工途中における施工条件に係る変更や新規条件の検討時の手引きとして活用

2. 内容

Ⅲ. 「手引き(案)」活用時の留意事項

本手引き（案）は、積算や設計図書、施工計画書等の作成時の参考資料として活用するものであり、**請負契約上の拘束力を生ずるものではありません。**

- ✓ すべての施工条件を網羅することは不可能。
必要に応じて明示事項を追加して活用
- ✓ 「明示されない施工条件」「明示事項が不明確な施工条件」がある場合は、
受発注者協議により適切に対応

Ⅳ. 「手引き(案)」作成時の参考資料

「条件明示について」※ における明示項目、明示事項を基本として作成

※平成14年3月28日付国官技第369号 国土交通省大臣官房技術調査課長（次頁参照）

土木工事施工条件明示の手引き（案） 参考

条件明示について（平成14年3月28日付国官技第369号 国土交通省大臣官房技術調査課長）

◆ 目的

工事を施工するにあたって、制約を受ける当該工事に関する施工条件を設計図書に明示することによって、工事の円滑な執行に資することを目的とする。

◆ 明示方法

施工条件は、契約条件となるものであることから、設計図書の中で明示するものとする。また、明示された条件に変更が生じた場合は、契約書の関連する条項に基づき、適切に対応するものとする。

◆ その他

- （１） 明示されない施工条件、明示事項が不明確な施工条件についても、契約書の関連する条項に基づき 甲・乙協議できるものであること。
- （２） 現場説明時の質問回答のうち、施工条件に関するものは、質問回答書により、文書化すること。
- （３） 施工条件の明示は、工事規模、内容に応じて適切に対応すること。なお、施工方法、機械施設等の仮設については、施工者の創意工夫を損なわないよう表現上留意すること。

土木工事施工条件明示の手引き（案） 参考

条件明示について（平成14年3月28日付国官技第369号 国土交通省大臣官房技術調査課長）

◆ 明示項目及び明示事項（案）（1/3）

明示項目	明示事項
工程関係	1. 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期 2. 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法 3. 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期 4. 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲 5. 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期 6. 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間 7. 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数
用地関係	1. 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期 2. 工事用地等の使用終了後における復旧内容 3. 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等 4. 施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等

土木工事施工条件明示の手引き（案） 参考

◆ 明示項目及び明示事項（案）（2 / 3）

明示項目	明示事項
公害関係	1. 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容 2. 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間 3. 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等） 4. 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等
安全対策 関係	1. 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間 2. 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制約がある場合は、その内容 3. 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容 4. 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全施設が必要な場合は、その内容 5. 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容
工事用 道路関係	1. 一般道路を搬入路として使用する場合 （1）工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等 （2）搬入路の使用後及び使用後の処理が必要である場合は、その処置内容 2. 仮道路を設置する場合 （1）仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容期間 （2）仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去） （3）仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容

土木工事施工条件明示の手引き（案） 参考

◆ 明示項目及び明示事項（案）（3 / 3）

明示項目	明示事項
仮設備 関係	1. 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等 2. 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法 3. 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容
建設 副産物 関係	1. 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの距離、時間等の処分及び保管条件 2. 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容 3. 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件
工事支障 物件等	1. 地上、地下等への占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等 2. 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等
薬液注入 関係	1. 薬剤注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔園長及び注入量、注入圧等 2. 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容
その他	1. 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等 2. 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等 3. 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等 4. 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容 5. 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件 6. 工事用電力等を指定する場合は、その内容 7. 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容 8. 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期 9. 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等

土木工事施工条件明示の手引き（案） p5～

2. 内容

V. 条件明示の項目別チェックリストと記載例



記載例

- 1 施策関係
- 2 工程関係
- 3 用地関係
- 4 公害関係
- 5 安全対策関係
- 6 工事用道路関係
- 7 仮設備関係
- 8 建設副産物関係
- 9 工事支障物件等
- 10 薬液注入関係
- 11 無線設備関係
- 12 その他

1 影響を受ける他の工事		対象 有	対象 無	特記該当項目
① 先に発注された工事で、当該工事の工程が影響を受ける工事の有無 (影響を受ける工事の内容と、具体的制約内容、対象箇所およびその完成の時期や期間)		☐	☐	④
② 後から発注される予定の工事で、当該工事の工程が影響を受ける工事の有無 (影響を受ける工事の内容と、具体的制約内容、対象箇所およびその完成の時期や期間)		☐	☐	
③ その他、関連して当該工事の工程が影響を受ける他の工事の有無 (影響を受ける工事の内容と、具体的制約内容、対象箇所およびその完成の時期や期間)		☐	☐	
他工事の名称	その発注者	影響を受ける箇所		影響を受ける期間
影響を受ける工事内容		⑤ 具体的制約内容		備考

①明示項目・明示事項

②条件明示のポイント・・・明示対象を判断する際のポイント

③対象の有無・・・当該工事において明示対象か否か

④特記該当項目・・・特記仕様書の該当箇所(例：P.1 第2条 3項)

⑤条件明示の具体内容・・・明示対象となる具体的内容

土木工事施工条件明示の手引き（案） p5～

2. 内容

V. 条件明示の項目別チェックリストと記載例

例) 工程関係

2. 工程関係

各項目の○付数字には、条件明示のポイントを記載した。

影響を受ける他の工事		対象 有	対象 無	特記該項目
① 先に発注された工事で、当該工事の工程が影響を受ける工事の有無 (影響を受ける工事の内容と、具体的制約内容、対象箇所およびその完成の時期や期間)		☐	☐	
② 先に発注された工事で、当該工事の工程が影響を受ける工事の有無 (影響を受ける工事の内容と、具体的制約内容、対象箇所およびその完成の時期や期間)		☐	☐	
③ その他、関連して当該工事の工程が影響を受ける他の工事の有無 (影響を受ける工事の内容と、具体的制約内容、対象箇所およびその完成の時期や期間)		☐	☐	
他工事の名称	その発注者	影響を受ける箇所	影響を受ける期間	影響を受ける時間
影響を受ける工事内容	具体的制約内容			備考
2 自然的・社会的条件で制約を受ける施工の内容、時期、時間及び工法等		対象 有	対象 無	特記該項目
① 交通規制や工事内容により、工事の施工期間又は時間帯に制約が生ずるか。 (観光シーズン期の施工中止や、交通渋滞等を回避するための夜間施工等の検討)		☐	☐	
② 出水期や積雪・融雪期において、施工を中止する又は休止する必要があるか。 (河道内の出水期での施工や、雪崩の恐れのある区域の施工は要検討)		☐	☐	
③ 漁期や農業・用排水の使用時期、また地場産業の影響により、施工期間又は時間帯に制約が生ずるか。		☐	☐	
④ 自然環境の保全に關しての制約の有無を明示する。 (猛禽類等の保護動物の生息する可能性のある地域での施工制約)		☐	☐	
自然的・社会的要因	施工内容	施工箇所	施工時期	施工時間
施工方法	具体的制約内容			備考
① 協議の成立時期が具体的に見込める場合は、「現在、協議中であることと、成立見込みの時期およびその制約される内容等」を明示する。 (成立見込みがない場合にも、成立目途の目安を明示する。例：○○年○○月目途)		対象 有	対象 無	特記該項目
		☐	☐	
② 協議の成立時期が具体的に見込める場合は、「現在、協議中であることと、成立見込みの時期およびその制約される内容等」を明示する。 (成立見込みがない場合にも、成立目途の目安を明示する。例：○○年○○月目途)		☐	☐	
③ 協議の必要性はあるが、未実施である場合は関連機関、内容、協議実施予定者(発注者/受注者)を明示する。		☐	☐	
関連機関等	制約内容	協議内容	成立見込時期	協議状況
4 関係機関、自治体等との協議の結果、工程に影響を受ける特定条件		対象 有	対象 無	特記該項目
① 施工時期等について付された条件を、具体的に明示する。		☐	☐	
② 当初予想し得ない事態等が発生し工事期間等の変更が生じる場合は、監督職員に報告し、処理および対策についての協議を行うことを明示する。		☐	☐	
機関・自治体名	影響項目	影響範囲・内容	規制期間	規制時間

影響を受ける他の工事

先に発注された工事で、当該工事の工程が影響を受ける工事の有無

(影響を受ける工事の内容と、具体的制約内容、対象箇所およびその完成の時期や期間)

関連機関等との協議に未成立のものがある場合の制約等協議の成立時期が具体的に見込める場合は、

「現在、協議中であることと、成立見込みの時期およびその制約される内容等」を明示する

(成立見込みがない場合にも、成立目途の目安を明示する。

例：○○年○○月目途)

土木工事施工条件明示の手引き（案）

3. 工事円滑化推進会議における活用フロー



発注者の活用方法

「チェックリスト」を作成

「チェックリスト」を踏まえ
積算や設計図書（特記仕様書）
に必要事項を記載

「チェックリスト」を
見積参考資料（別紙）として提示



工事円滑化推進会議

設計・積算

工事設計審査・
施工条件検討部会

入札公告

入札・契約

施工条件確認部会

工程調整部会

照査結果検討部会
（工事連携会議含む）

工事・事業情報共有部会

設計変更等検討部会

変更協議・変更契約

納品・検査



受注者の活用方法

公告資料に対する
質問事項の検討資料として活用

現場調査・測量時の「チェック
リスト」として活用

条件変更等（契約書第18条）の
確認資料として活用



土木工事設計図書の 照査ガイドライン（案）

土木工事設計図書の照査ガイドライン（案）

1. 背景・目的

- ✓ 工事請負契約書及び土木工事共通仕様書に基づき、**受注者には「設計図書の照査」が義務づけ**られている
- ✓ しかし、受発注者間の解釈の違いにより、照査や責任の範囲の取扱いが工事ごとに異なることから、受注者側に過度の負担を強いているという意見がある

照査における基本的な考え方や範囲をできる限り明確にするため
「土木工事設計図書の照査ガイドライン（案）」を作成

・・・ 目次 ・・・

はじめに

I. 「設計図書の照査」の基本的考え方

1. 設計図書の照査に係わる規定について
2. 受注者が実施する「設計図書の照査」の位置づけ
3. 設計図書の訂正又は変更に必要な期間
4. 「土木工事条件明示の手引き(案)」の取扱いについて
5. 「設計図書の照査」範囲を超える場合の取扱いについて

II. 設計図書の照査項目及び内容

III. 土木工事設計図書の照査項目チェックリストの活用について

土木工事設計図書の照査ガイドライン（案）

令和2年4月
北陸地方建設事業推進協議会
工事施工対策部会

2. 内容

I. 「設計図書の照査」の基本的考え方

1. 設計図書の照査に係わる規定について

（1）工事請負契約書第18条（条件変更等）

- 第18条** 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。
- 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと
（これらの優先順位が定められている場合を除く。）
 - 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること
 - 三 設計図書の表示が明確でないこと
 - 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと
 - 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと



（2）土木工事共通仕様書 1-1-1-3 設計図書の照査等

2. 設計図書の照査

受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。

なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督職員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。

土木工事設計図書の照査ガイドライン（案） p3

2. 受注者が実施する「設計図書の照査」の位置付け

設計図書の照査に関連する作業の位置付け

必要な設計図書の照査内容

「Ⅱ. 設計図書の照査項目及び内容」
(受注者が自らの負担で実施する)

A 「Ⅱ. 設計図書の照査項目及び内容」以外の照査
(受注者が実施する場合は、発注者の費用負担)

照査後

設計図書の訂正、変更、追加調査

B

設計図書の照査を行った結果生じた計画の見直し、
図面の再作成、構造計算の再計算、追加調査の実施等
(発注者の責任で行う。受注者が実施する場合は発注者の費用負担)

(凡例)

「土木工事設計図書の
設計照査ガイドライン(案)」に
記載の照査項目

発注者の責任または費用負担が必要な部分

受注者が自らの負担で行う「設計図書の照査」の範囲を超えると考えられるもの

※ **A** **B** の具体例は次頁

土木工事設計図書の照査ガイドライン（案） p4

「計図書の照査」の範囲を超えると考えられる事例

A 「Ⅱ．設計図書の照査項目及び内容」以外の照査 に該当するもの

- ① 「設計要領」や「各種示方書」等に記載されている対比設計。
- ② 構造物の応力計算書の計算入力条件の確認や構造物の応力計算を伴う照査。
- ③ 発注後に構造物などの設計根拠の見直しやその工事費の算出。

B 設計図書の照査を行った結果生じた計画の見直し、
図面の再作成、構造計算の再計算、追加調査の実施等 に該当するもの

- ④ 現地測量の結果、横断図を新たに作成する必要があるもの。
又は縦断計画の見直しを伴う横断図の再作成が必要となるもの。
- ⑤ 施工の段階で判明した推定岩盤線の変更に伴う横断図の再作成が必要となるもの。
ただし、当初横断図の推定岩盤線の変更は「設計図書の照査」に含まれる。
- ⑥ 現地測量の結果、排水路計画を新たに作成する必要があるもの。
又は土工の縦横断計画の見直しが必要となるもの。
- ⑦ 構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり構造計算の再計算が必要となるもの。
- ⑧ 構造物の載荷高さが変更となり構造計算の再計算が必要となるもの。

土木工事設計図書の照査ガイドライン（案） p4

B 設計図書の照査を行った結果生じた計画の見直し、
図面の再作成、構造計算の再計算、追加調査の実施等

に該当するもの

- ⑨ 構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合の構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの。
- ⑩ 基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成。
- ⑪ 土留め等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構造計算及び図面作成。
- ⑫ 舗装修繕工事で土木工事共通仕様書「3-2-6-15路面切削工」「10-14-4-5切削オーバーレイ工」「3-2-6-17オーバーレイ工」等に該当する場合、当初の設計図書における縦横断設計にて縦横断図が、
 - ・示されている場合 ⇒ その修正を行うことは照査の範囲を超える。
 - ・示されていない場合⇒ 発注者の責任または費用負担で縦横断設計を行い、共通仕様書の記載事項は設計照査に含まれる。
- ⑬ 新たな工種追加や設計変更による構造計算及び図面作成。
- ⑭ 概略発注工事における構造計算及び図面作成。
- ⑮ 要領等の変更にともなう構造計算及び図面作成。
- ⑯ 照査の結果必要となった追加調査の実施。
＜例＞・ボーリング調査 ・杭打・大型重機による施工を行う際の近隣の家屋調査
・トンネル漏水補修工（裏込め注入工）の施工に際し、周辺地域への影響調査
・路床安定処理工における散布及び混合を行う際の粉塵対策 ・移設不可能な埋設物対策
・マスコンクリートの温度応力解析及び対策費
- ⑰ 指定仮設構造物の代替案の比較設計資料と変更図、数量計算書の作成。

設計変更に必要な資料作成を受注者が実施する場合の手続き

- ① 設計照査に基づき設計変更が必要な内容については、**受発注者間で確認**する。
- ② 設計変更するための必要な資料の作成について**書面により協議**し合意を図った後、**発注者が具体的な指示を行う**。
- ③ 発注者は書面による指示に基づき**受注者が設計変更に関わり作成した資料を確認**する。
- ④ 書面による指示に基づいた設計変更に関わる資料の作成業務については**契約変更の対象とする**。



3. 設計図書の訂正又は変更に必要な期間

工事請負契約書において、18条第3項に定める[調査結果の通知については、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知](#)しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4. 「土木工事条件明示の手引き（案）」の取扱いについて

施工条件は設計図書の中に明示されるものであることから、当該工事の条件明示内容の照査として、[「条件明示の手引き（案）」に基づく明示事項の不足の有無や明示事項と現場条件の相違の有無についても、「設計図書の照査」における照査項目の一つに位置付け](#)

5. 「設計図書の照査」範囲を超える場合の取扱いについて

「設計図書の照査」の範囲を超えた設計図書の訂正又は変更に必要な費用の負担は、[発注者の責任において行う](#)

土木工事設計図書の照査ガイドライン（案） *p6~8*

Ⅱ. 設計図書の照査項目及び内容

項目	主な内容（例）
1 当該工事の条件明示内容の照査	
	・「土木工事条件明示の手引き（案）」における明示事項と現場条件に相違がないかの確認
2 関連資料・貸与資料の確認	
	・地質調査報告書は整理されているか・追加ボーリングは必要ないかの確認
3 現地踏査	
	・境界の施工前及び施工後において、近接所有者の立会による境界確認をしたか ・使用する材料や重機の運搬・搬入路を確認したか
4 設計図	
	・各設計図がお互いに整合されているかの確認（一般平面図と縦断図、構造図と配筋図など） ・形状寸法、使用材料及びその配置は計算書と一致しているかの確認
5 数量計算	
	・数量計算に用いた数量は図面の寸法と一致するかの確認
6 設計計算書	
	・使用されている設計基準等は適切かの確認

土木工事設計図書の照査ガイドライン（案） p9

Ⅲ. 土木工事設計図書の照査項目チェックリストの活用について

照査結果については「照査項目チェックリスト」を打合せ簿に添付して監督職員に報告

提出年月日: _____									
照査項目チェックリスト									
工事名: _____									
No.	項 目	主な内容	照査対象		照査実施		該当事実		備考
			有	無	済	日付	有	無	
1	当該工事の条件明示内容の照査	1-1 「土木工事条件明示の手引き(案)」における明示事項に不足がないかの確認	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
		1-2 「土木工事条件明示の手引き(案)」における明示事項と現場条件に相違がないかの確認	☐	☐	☐	☐	☐	☐	

<照査対象>
工事内容から判断し照査が必要か

<照査実施>
照査が完了した項目は「済」にチェックし、日付を記入

<該当事実> 契約書第18条第1項第1号から第5号に該当するか「有」の場合は確認できる資料も添付

照査項目チェックリスト作成にあたっての留意事項

- ①各照査段階において、完了している、今回実施、照査対象であるが未照査の項目を明確にする。
- ②1つの項目の中に複数の確認事項がある場合、打合せ簿、備考欄、別紙等を用いて確認済の内容がわかるようにする。
- ③照査内容の項目が漠然とし、発注者の認識と異なる恐れがある場合は、備考欄等に具体的確認項目を明確にしておく。
- ④照査項目や内容を追加する必要がある場合は、項目を追加して利用する。ただし、「照査対象」欄の「無」にチェックすることも照査の一部と考えられることから、項目を削除することは行わないこと。

土木工事設計図書の照査ガイドライン（案）

3. 工事円滑化推進会議における活用フロー



発注者の活用方法



「チェックリスト」を
照査結果として受理し確認

工事円滑化推進会議

設計・積算

工事設計審査・
施工条件検討部会

入札公告

入札・契約

施工条件確認部会

工程調整部会

照査結果検討部会
(工事連携会議含む)

工事・事業情報共有部会

設計変更等検討部会

変更協議・変更契約

納品・検査



受注者の活用方法



「チェックリスト」を
照査結果として活用

工事一時中止に係る ガイドライン（案）

工事一時中止に係るガイドライン（案）

1. 背景・目的

- ✓ 受注者の責めに帰することができない事由により工事を施工できないと認められる場合には、**発注者が工事の全部又は一部の中止を命じなければならない**
- ✓ しかし、一部において、一時中止指示を行っていない工事が見受けられ、受注者の現場管理費等の増加や技術者の専任への支障が生じているといった指摘がある

工事の一時中止について適正な対応を行えるよう

「工事一時中止に係るガイドライン（案）」を作成

工事一時中止に係るガイドライン(案)

令和4年4月

北陸地方建設事業推進協議会
工事施工対策部会

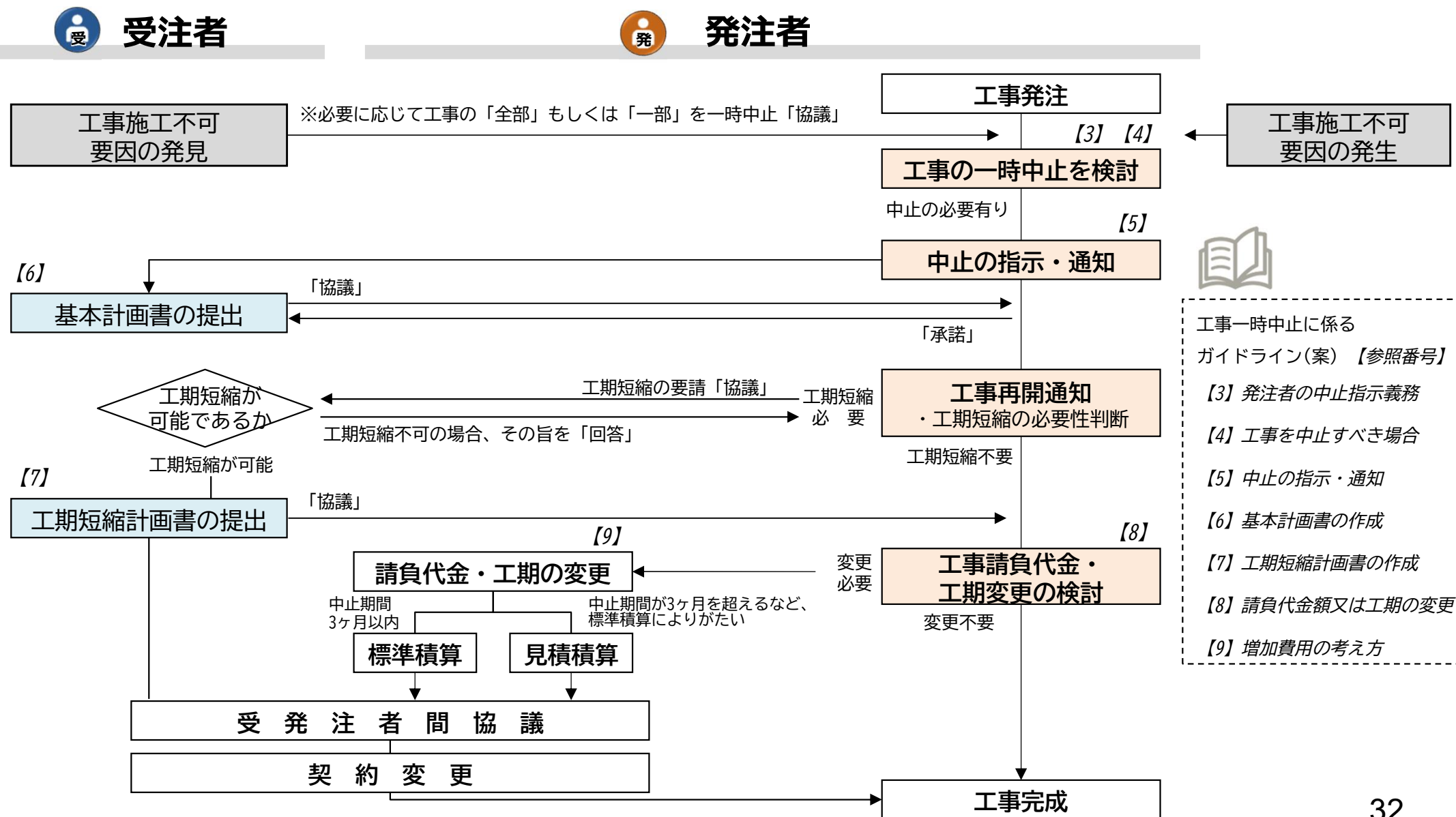
・・・ 目次 ・・・

1. ガイドライン策定の背景
2. 工事の一時中止に係る基本フロー
3. 発注者の中止指示義務
4. 工事を中止すべき場合
5. 中止の指示・通知
6. 基本計画書の作成
7. 工期短縮計画書の作成
8. 請負代金額又は工期の変更
9. 増加費用の考え方
10. 増加費用の設計書及び事務処理上の扱い

工事一時中止に係るガイドライン（案） P6

2. 内容

2. 工事の一時中止に係る基本フロー



工事一時中止に係るガイドライン（案） p7

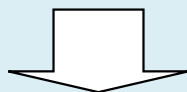
3. 発注者の中止指示義務

（関係法令：契約書第20条）

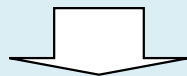
- ◆ 受注者の責に帰することができない事由により工事を施工できないと認められる場合には、発注者が工事の全部又は一部の中止を命じなければならない。

受注者

◇ 受注者の帰責事由によらずに工事の施工ができない



◇ 受注者は、工事を施工する意志があっても、工事が中止状態

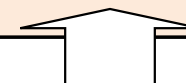


◇ 発注者が工事を中止させなければ、中止に伴い必要とされる工期又は請負代金額の変更は行われず、負担を受注者が負うこととなる



発注者

◇ 発注者は、工事の中止を受注者に命じ、工期又は請負代金額等を適正に確保する必要がある



- ◇ 工事請負契約書第16条に規定する発注者の工事用地等確保の義務、第18条に規定する施工条件の変化等における手続と関連する
- ◇ 発注者及び受注者の十分な理解のもとに適切に運営されることが望まれる

工事一時中止に係るガイドライン（案） p8

4. 工事を中止すべき場合

（関係法令：契約書第20条）

- ◆ 工事を施工できないと認められる場合は、①工事用地等の確保ができないため
②自然的又は人為的な事象のための2つが規定されている

①工事用地等の確保ができない等のため、工事を施工できない

- 発注者の義務である工事用地等の確保が行われないため（工事請負契約書第16条）施工できない場合
- 設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため（工事請負契約書第18条）施工を続けることが不可能な場合・・・等

②自然的又は人為的な事象であって工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、工事を施工できない

- 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他「自然的又は人為的な事象」には、埋蔵文化財の発掘又は調査、反対運動等の妨害活動も含まれる
- 「工事現場の状態の変動」は、地形等の物理的な変動だけでなく、妨害活動を行う者による工事現場の占拠や著しい威嚇行為も含まれる

上記規定によるほか、必要があると認められるときは中止させることができる。

工事一時中止に係るガイドライン（案） p9

5. 中止の指示・通知

（関係法令：契約書第20条）

- ◆ 発注者は、工事を中止するにあたっては、**中止対象となる工事の内容、工事区域、中止期間の見通し等の中止内容を受注者に通知**しなければならない。
- ◆ また、工事現場を適正に維持管理するために、最小限必要な管理体制等の基本事項を指示することとする。



発注者の中止権

- 発注者は、**「必要があると認められる」ときは、任意に工事を中止**することができる。

※「必要があると認められる」か否か、中止すべき工事の範囲、中止期間については発注者の判断

- 発注者が工事を中止させることができるのは工事の完成前に限られる。



受注者による中止事案の確認請求

- 受注者は、**受注者の責に帰すことができない工事施工不可要因を発見した場合は、工事の中止について発注者と協議**することができる。

工事の中止期間

- 中止の通知時点では中止期間が確定的でないことが多い。
- 中止の原因の解決にどのくらい時間を要するか計画を立て、工事を再開できる時期を通知する必要がある。
- 発注者は、施工可能と認めたときに工事の再開を指示。
- **中止期間は、一時中止を指示したときから一時中止の事象が終了し、受注者が工事現場に入り作業を開始できると認められる状態になったときまで**となる。

6. 基本計画書の作成

（土木工事共通仕様書第1編1-1-1-16）

- ◆ 受注者は、施工を中止する場合は、工事中止期間中の工事現場の維持・管理に関する**基本計画書**を監督職員を通じて**発注者に提出**し、承諾を得る。

※実際に施工着手する前の施工計画作成中及び測量等の準備期間中であっても、現場の維持・管理は必要であることから基本計画書を提出し、承諾を得ることとする。

記載内容

- 中止時点における工事の**出来形、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認**に関すること
- 中止に伴う工事現場の**体制の縮小と再開**に関すること
- 工事現場の**維持・管理**に関する基本的事項

管理責任

- 中止した工事現場の**管理責任は、受注者に属する**ものとする。
- 受注者は、基本計画書において管理責任に係る旨を明らかにする。

7. 工期短縮計画書の作成

- ◆ 発注者は一時中止期間の解除にあたり**工期短縮を行う必要がある**と判断した場合は、受注者と**工期短縮について協議**し合意を図る。
- ◆ 受注者は、発注者からの協議に基づき、工期短縮を行う場合はその方策に関する**工期短縮計画書を作成**し、発注者と協議を行う。

記載内容

- 工期短縮に必要となる**施工計画、安全衛生計画等**に関すること
- 短縮に伴う**施工体制**と短縮期間に関すること
- 工期短縮に伴い、**新たに発生する費用**について、必要性や数量等の根拠を明確にした増加費用を記載

工期の変更

- 受注者は、発注者からの承諾を受けた工期短縮計画にのっとり施工を実施し、受発注者間で協議した工程の遵守に努める
- **工期短縮に伴う増加費用**については、**工期短縮計画書に基づき設計変更**を行う

工事一時中止に係るガイドライン（案） p12

8. 請負代金額又は工期の変更

（関係法令：契約書第20条）

- ◆ 工事を中止した場合において、「必要があると認められる」ときは、請負代金額又は工期が変更されなければならない。

※「必要があると認められるとき」とは、客観的に認める場合を意味する。

中止がごく短期間である場合、中止が部分的で全体工事の施工に影響がない等
例外的な場合を除き、請負代金額及び工期の変更を行う。

請負代金額の変更

- 発注者は、工事の施工を中止させた場合に**請負代金額の変更では填補し得ない受注者の増加費用、損害を負担しなければならない。**
 - **増加費用**
 - ・ 工事用地等を確保しなかった場合
 - ・ 暴風雨の場合など契約の基礎条件の事情変更により生じたもの
 - **損害の負担**
 - ・ 発注者に過失がある場合に生じたもの
 - ・ 事情変更により生じたもの
- ※増加費用と損害は区別しないものとする

工期の変更

- **工期の変更期間**は、原則、**工事を中止した期間が妥当**である。
- 地震、災害等の場合は、取片付け期間や復興期間に長期を要する場合もあることから、取片付け期間や復興に要した期間を含めて工期延期することも可能である。

※工期の変更に際しては、年度をまたぎ予算の繰り越し手続きが必要にならないか、出水期に近づき再度中止する可能性はないか等、十分留意すること。

工事一時中止に係るガイドライン（案） p13

9. 増加費用の考え方

（１）本工事※**施工中に中止した場合の増加費用の範囲** ※工事目的物又は仮設に係る工事

増加費用の適用

発注者が工事の一時中止(部分中止により工期延期となった場合を含む)を指示しそれに伴う増加費用等について**受注者から請求があった場合に適用**

増加費用の範囲

工事現場の維持に要する費用

- ◇ 中止期間中に工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は技術職員を保持するために要する費用等
- ◇ 中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用



工事体制の縮小に要する費用

- ◇ 中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械機器具、労務者又は技術職員の配置転換に要する費用等

中止により工期延期となる場合の費用

- ◇ 工期延期となることにより追加で生じる社員等給与、現場事務所費用、材料の保管費用、仮設諸機材の損料等に要する費用等

工事の再開準備に要する費用

- ◇ 工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械機器具、労務者、技術職員の転入に要する費用等

工事短縮を行った場合の費用

- ◇ 工期短縮の要因が発注者に起因する場合、自然条件（災害等含む）に起因する場合の工期短縮に要する費用等

※工期短縮の要因が受注者に起因する場合は見込まない

9. 増加費用の考え方

（２）工期短縮を行った場合（当初設計から施工条件の変更がない場合）

工期短縮の要因が

増加費用を

発注者に起因するもの



見込む

例）工種を追加したが工期延期せず当初工期のまま

受注者に起因するもの



見込まない

例）工程の段取りにミスがあり、当初工程を短縮せざるを得ない

自然条件に起因するもの



見込む

例）想定以上の悪天候により、当初予定の作業日数の確保が見込めず工期延期が必要であるが、何らかの事情により、工期延期ができない

例）自然災害で被災※を受け、一時作業ができなくなったが、当初工期のまま施工

※災害による損害については、工事請負契約書第29条（不可抗力による損害）に基づき対応

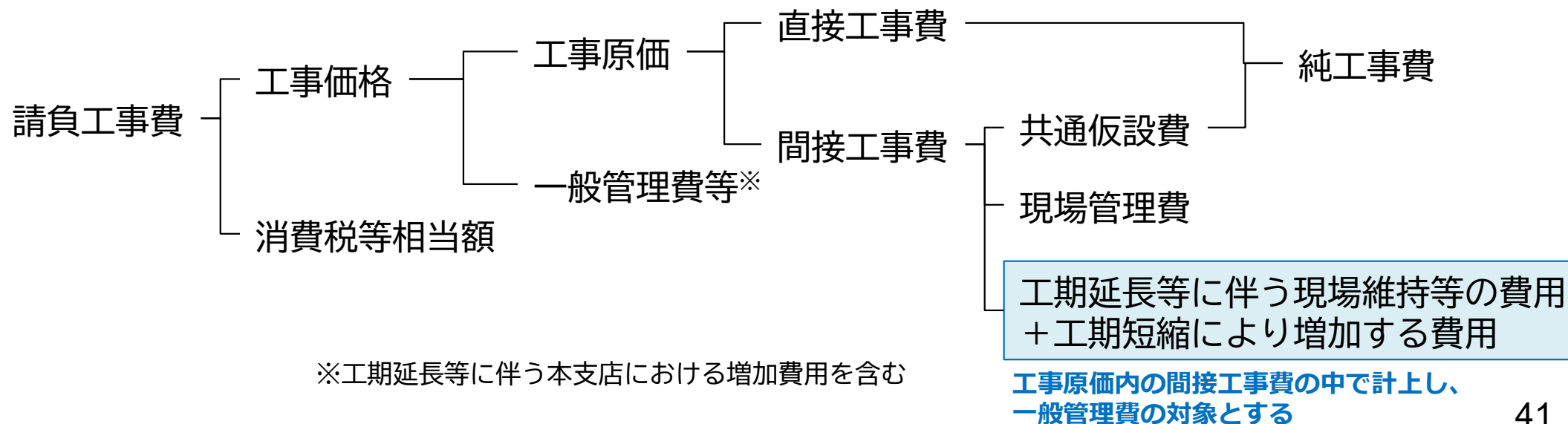
工事一時中止に係るガイドライン（案） P15

9. 増加費用の考え方

増加費用の算定

- ◆ 受注者が基本計画書に従って実施した結果、**必要とされた工事現場の維持等の費用の明細書に基づき、費用の必要性・数量など受発注者協議**して行う。
- ◆ 増加費用の各構成費目は、原則として、中止期間中に要した費目の内容について積算する。再開以降の工事にかかる増加費用は、従来どおり設計変更を行う
- ◆ **一時中止に伴い発注者が新たに受け取り対象とした材料、直接労務費及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更**を行う

増加費用の構成



工事一時中止に係るガイドライン（案） P16, 17

9. 増加費用の考え方

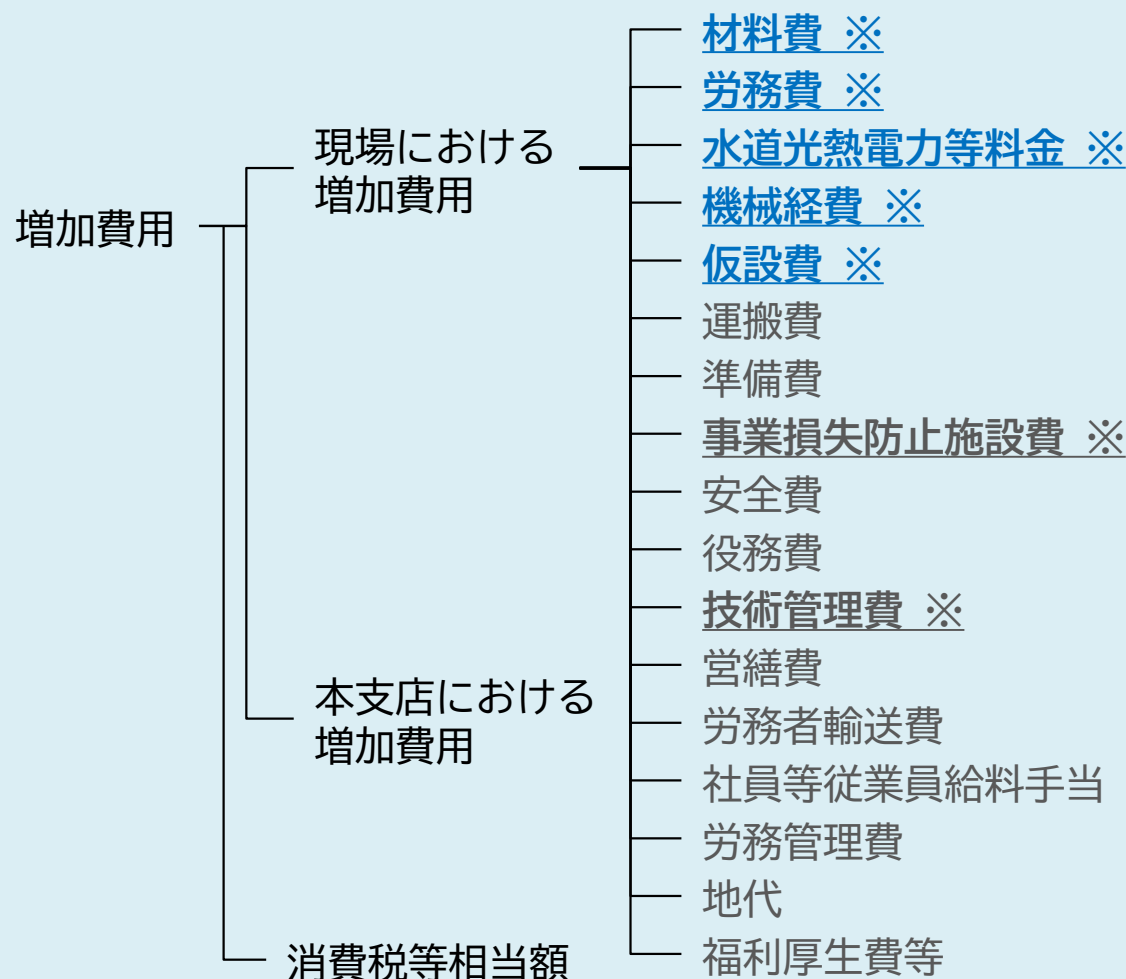
- ◆ 中止期間 **3ヶ月以内は標準積算** により算定
- ◆ 中止期間が3ヶ月を超える場合、道路維持工事又は河川維持工事のうち経常的な工事である場合など、**標準積算によりがたい場合**は、受注者から増加費用に係る**見積を求め、受発注者協議**を行い増加費用を算定
- ◆ 増加費用は、原則、**工事目的物又は仮設に係る工事の施工着手後を対象に算定**

※施工着手前の増加費用に関する受発注者間のトラブルを回避するため、契約図書に適切な条件明示（用地確保の状況、関係機関との協議状況など、工事着手に関する条件）を行うとともに、施工計画打合せ時に、現場事務所の設置時期などを確認し、十分な調整を行うこと。

工期延長等に伴う現場維持等に要する費用 （標準積算）

構成項目

青字：元設計における直接工事費目
黒字：元設計における間接工事費目
※ 積み上げ項目



工事一時中止に係るガイドライン（案） P16, 17

9. 増加費用の考え方

工期延長等に伴う現場維持等に要する費用（標準積算）

算定方法 $G = dg \times J + \alpha$

G : 工期延長等に伴う現場維持費の費用（単位：円，1,000円未満切り捨て）
dg : 一時中止に係る現場経費率（単位：%，少数第4位四捨五入3位止め）
J : 対象額（一時中止時点の契約上の純工事費）（単位：円，1,000円未満切り捨て）
 α : 積上げ費用（単位：円，1,000円未満切り捨て）

◆率で計上する項目

◇運搬費

- ・現場搬入済みの建設機械の工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用
- ・大型機械類等の現場内小運搬

◇安全費

- ・工事現場の維持に関する費用
※保安施設、保安要員の費用及び火薬庫、火工品庫の保安管理に要する費用

◇役務費

- ・仮設費に係る土地の借り上げ等に要する費用、電力及び用水等の基本料金

◇営繕費

- ・現場事務所、労務者宿舎、監督員詰所及び火薬庫等の営繕損料に要する費用

◇現場管理費

- ・現場維持のために現場へ常駐する社員等従業員給料手当及び労務管理費等に要する費用



◆積み上げ項目

- ◇ 直接工事費、仮設費及び事業損失防止施設費における材料費、労務費、水道光熱電力等料金、機械経費で現場維持等に要する費用
- ・ 直接工事費に計上された材料（期間要素を考慮した材料）及び仮設費に計上された仮設材等の中止期間中に係る損料額及び補修費用
- ・ 直接工事費（仮設費を含む）及び事業損失防止費における項目で現場維持等に要する費用

工事一時中止に係るガイドライン（案） p19

9. 増加費用の考え方

（３）契約後準備工着手前※に中止した場合

※契約締結後で、現場事務所・工事看板が未設置、材料等が未手配の状態で測量等の準備工に着手するまでの期間

契約締結



当初契約工期

施工計画作成期間	準備工期間	本工事施工期間	後片付け期間
----------	-------	---------	--------

変更契約工期

施工計画作成期間	中止期間	準備工期間	本工事施工期間	後片付け期間
----------	------	-------	---------	--------

◇ 基本計画書の作成

- 工事請負契約書の工事用地の確保等第16条2項に「受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない」とある。
- このことから、受注者は必要に応じて、「工事現場の維持・管理に関する基本的事項」を記載した基本計画書を発注者に提出し、承諾を得る。

◇ 増加費用

- 一時中止に伴う増加費用は計上しない

工事一時中止に係るガイドライン（案） P20

9. 増加費用の考え方

（４）準備工期間※に中止した場合

※契約締結後で、現場事務所・工事看板を設置し、測量等の本工事施工前の準備期間

契約締結



当初契約工期

施工計画作成期間	準備工期間	本工事施工期間	後片付け期間
----------	-------	---------	--------

変更契約工期

施工計画作成期間	準備工期間	中止期間	準備工期間	本工事施工期間	後片付け期間
----------	-------	------	-------	---------	--------

◇ 基本計画書の作成

○受注者は、「工事現場の維持・管理に関する基本的事項」を記載した基本計画書に必要に応じて概算費用を記載※した上で、発注者に提出し承諾を得る。

※請求する場合のみ。参考値であり契約時点の費用を拘束するものではない。

◇ 増加費用

- 増加費用の適用は、**受注者から請求があった場合に適用**する。
- 増加費用は、安全費（工事看板の損料）、営繕費（現場事務所の維持費、土地の借地料）及び現場管理費（監理技術者もしくは主任技術者、現場代理人等の現場従業員手当）等が想定
- 増加費用の算定は、受注者が「基本計画書」に基づき実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の「明細書」に基づき、費用の必要性・数量など発注者・受注者が協議して決定（積算は受注者から見積を求め行う。）

10. 増加費用の設計書及び事務処理上の扱い

増加費用の設計書における取扱い

- ◆ 増し分費用は、中止した工事の設計書の中に「中止期間中の現場維持等の費用」として原契約の請負工事費とは別計上する。
- ◆ ただし、設計書上では、原契約に係る請負工事費と増し分費用の合算額を請負工事費とみなす。

増加費用の事務処理上の取扱い

- ◆ 増し分費用は、原契約と同一の予算費目をもって、設計変更の例にならない、更改契約するものとする。
- ◆ 増し分費用は、受注者の請求があった場合に負担する
- ◆ 増し分費用の積算は、工事再開後速やかに受発注者が協議して行う。

工事一時中止に係るガイドライン（案） p32～38

工事の一時中止に係る手続き様式

『土木工事現場必携（北陸地方整備局）』に手続き様式を掲載しています
※北陸地方整備局ホームページに掲載（<http://www.hrr.mlit.go.jp/gijyutu/hikkei/yousiki/yousiki.htm>）

（北陸地整版参考様式）

様式 No.〇〇

令和〇〇年〇〇月〇〇日

（受注者） 殿

支出負担行為担当官
北陸地方整備局長 〇〇〇〇 印

分任支出負担行為担当官
北陸地方整備局
〇〇河川国道事務所長 印

工事の中止について（通知）

工 事 名 工事

令和〇〇年〇〇月〇〇日契約締結した上記工事について、下記により工事の施工の（注１）を一時中止するよう、契約書第２０条第〇項の規定に基づき通知する。
なお、再開予定日は令和〇〇年〇〇月〇〇日頃とするが再開の日は確定次第で通知する。
また、協議開始の日については再開の日が確定次第で通知する。

記

１ 中止理由

２ 中止年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

３ 中止箇所（注２）

.....

注１：工事の施工の全部を中止する場合は文中に「全部」を、一部を中止する場合は文中に「一部」の語句を記入すること。

注２：一部を中止する場合は、中止箇所欄に中止する箇所を記載すること。

（北陸地整版参考様式）

様式 No.〇〇

令和〇〇年〇〇月〇〇日

支出負担行為担当官
北陸地方整備局長
〇 〇 〇 〇

分任支出負担行為担当官 殿
〇〇〇河川国道事務所長
〇 〇 〇 〇

受 注 者
住 所
氏 名 印

工事の一時中止に伴う基本計画書の提出について

請負工事契約書第２０条第 項に基づく通知を受けたので、土木工事共通仕様書第〇編〇-〇-〇（工事の一時中止）〇、に基づき、下記工事に対する基本計画書を提出しますので、承諾願います。

記

１ 工 事 名 〇〇〇〇〇〇〇工事

２ 工 期 令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日

３ 中止期間 令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日

４ 中止に関わる概算費用 〇〇,〇〇〇円（参考値）

工事一時中止に係るガイドライン（案）事例集

適用にあたって

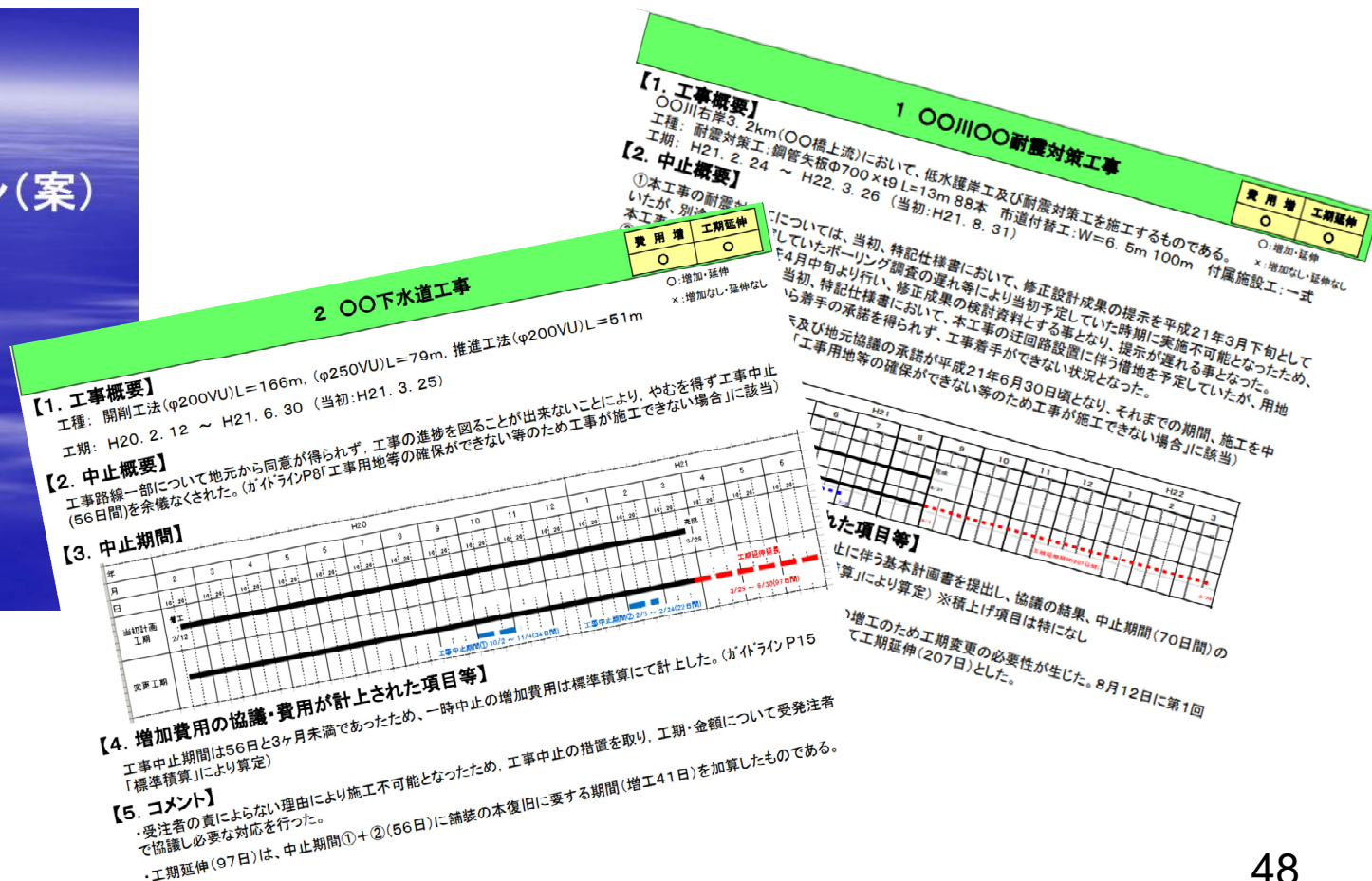
「工事一時中止に係るガイドライン（案）事例集」は北陸地方で実際に発注された工事の一時中止事例（工期・金額変更の有無）を集めたものですが、土木工事は千差万別の自然条件・社会条件の制約の下で多岐にわたる目的物を生産するものであり、**必ずしも事例集と同様に対応できるということを保証するものではありません。**

(https://www.hrr.mlit.go.jp/gijyutu/4tenset/R0404_4tenset-stop_jirei.pdf)

工事一時中止に係るガイドライン(案) 事例集

令和4年4月

北陸地方建設事業推進協議会
工事施工対策部会



土木工事設計変更 ガイドライン（案）

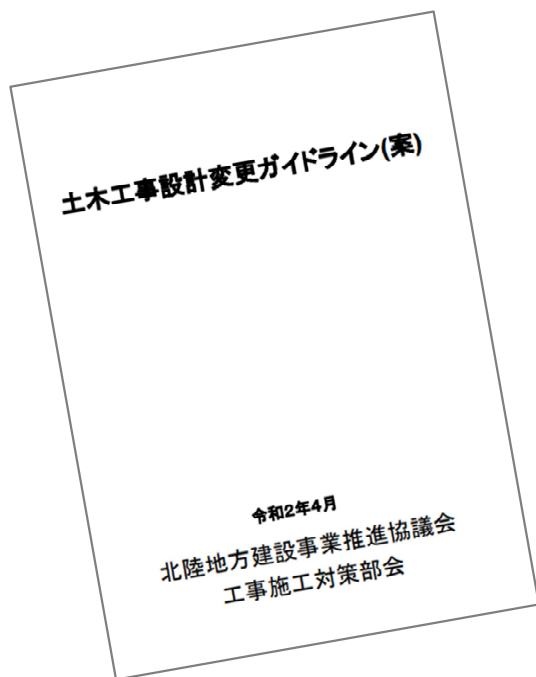
土木工事設計変更ガイドライン（案）

1. 背景・目的

- ✓ 当初発注時に予見できない事態に備え、その**前提条件を明確にして設計変更の円滑化を図る**必要がある。
- ✓ 発注者と受注者における費用等のとらえ方に相違があり、適正な変更契約や円滑な施工に支障をきたす場合がある。

設計変更業務の改善を図るため

「土木工事設計変更ガイドライン（案）」を作成



・・・ 目次 ・・・

1. ガイドライン策定の背景
2. 設計変更が不可能なケース
3. 設計変更が可能なケース
4. 設計変更手続きフロー
5. 関連事項

2. 内容

1. 策定の背景

設計変更において発生している課題

契約図書に**明示**されている事項

契約図書に**明示されている内容**
と実際の現場条件が一致しない

契約書の関連条項に基づき、**設計図書に明示した事項を変更し**
、併せて金額変更が必要となる

契約図書の明示が**不明確**な事項

任意仮設等の一式計上されている事項や**設計図書に脱漏又は表示が不明確**

変更対応が問題となる

※契約図書とは、契約書、共通仕様書、特記仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書、工事数量総括表をいう。

2. 内容

2. 設計変更が「不可能」なケース

- 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず受注者が独自に判断して施工を実施した場合
- 発注者と「協議」をしているが、協議の回答がない時点で施工を実施した場合
- 「承諾」で施工した場合
- 工事請負契約書・土木工事共通仕様書（案）に定められている所定の手続きを経していない場合
（契約書第18条～24条、共通仕様書1-1-13～1-1-15）
- 正式な書面によらない事項（口頭のための指示・協議等）の場合

※「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対応な立場で合議し、結論を得ることをいう。

※「承諾」とは、契約図書で明示した事項について、発注者または受注者が書面により同意すること。

2. 内容

3. 設計変更が「可能」なケース

- 仮設（任意仮設を含む）において、条件明示の有無に係わらず当初発注時点で予期しえなかった土質条件や地下水位等が現地で確認された場合（ただし、所定の手続きが必要。）
- 当初発注時点で想定している工事着手時期に、受注者の責によらず、工事着手出来ない場合
- 所定の手続き（協議等）を行い、発注者の「指示」によるもの（「協議」の結果として、軽微なものは金額の変更を行わない場合もある。）
- 受注者が行うべき「設計図書の照査」の範囲を超える作業を実施する場合

設計変更・先行指示にあたっての留意事項

- ・ 当初設計の考え方や設計条件を再確認して、設計変更「協議」にあたる。
- ・ 当該事業(工事)での変更の必要性を明確にする。
- ・ 設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。

土木工事設計変更ガイドライン（案） p5

3. 設計変更が「可能」なケース

設計図書に誤謬又は脱漏がある場合の手続き

（関係法令：契約書第18条第1項の二）

例)

条件明示する必要がある場合にも係わらず、土質に関する一切の条件明示がない場合

//

地下水位に関する一切の条件明示がない場合

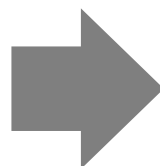
//

交通整理員についての条件明示がない場合



受注者

契約書 第18条（条件変更等）
第1項二 に基づき、
その旨を直ちに監督職員に通知



発注者

契約書 第18条（条件変更等）
第4項、第5項 に基づき、
必要に応じて設計図書の訂正・変更
（当初積算の考え方に基づく条件明示）



受注者



発注者

契約書 第23条（発注者の請求による工期の短縮等）、
第24条（工期の変更方法）に基づき、
「協議」により工期及び請負代金額を定める

3. 設計変更が「可能」なケース

設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合の手続き

（関係法令：契約書第18条第1項の四）

例）設計図書に明示された土質が現地条件と一致しない場合

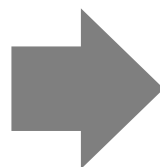
前頁の手続きにより行った設計図書の訂正・変更で、現地条件と一致しない場合

第3者機関等による制約が課せられた場合



受注者

契約書 第18条（条件変更等）
第1項四 に基づき、
その旨を直ちに監督職員に通知



発注者

調査の結果、その事実が確認された
場合は契約書 第18条（条件変更等）
第4項、第5項 に基づき、
必要に応じて設計図書の訂正・変更



受注者



発注者

契約書 第23条（発注者の請求による工期の短縮等）、
第24条（工期の変更方法）に基づき、
「協議」により工期及び請負代金額を定める

3. 設計変更が「可能」なケース

工事の一時中止を行った場合

（関係法令：契約書第20条）

『工事一時中止に係るガイドライン（案）』による

中止がごく短期間である場合、中止が部分的で全体工事の施工に影響がない等
例外的な場合を除き、請負代金額及び工期の変更を行う。

請負代金額の変更

工期の変更

増加費用の範囲 … 受注者から請求があった場合に適用

工事現場の維持に要する費用

工事体制の縮小に要する費用

工事の再開準備に要する費用

3. 設計変更が「可能」なケース

「設計図書の照査」の範囲を超える場合

（関係法令：契約書第18条、土木工事共通仕様書 1-1-1-3）

『土木工事設計図書の照査ガイドライン（案）』による

必要な設計図書の照査内容

「Ⅱ. 設計図書の照査項目及び内容」
（受注者が自らの負担で実施する）

「Ⅱ. 設計図書の照査項目及び内容」以外の照査
（受注者が実施する場合は、発注者の費用負担）

照査後

設計図書の訂正、変更、追加調査

設計図書の照査を行った結果生じた計画の見直し、
図面の再作成、構造計算の再計算、追加調査の実施等
（発注者の責任で行う。受注者が実施する場合は発注者の費用負担）

（凡例）

「土木工事設計図書の
設計照査ガイドライン(案)」に
記載の照査項目

発注者の責任または費用負担が必要な部分
受注者が自らの負担で行う「設計図書の照査」の範囲を超えると考えられるもの

一部変更指示等への概算額の記載

止むをえない事情により契約変更を行うことができず、契約変更に先立ち指示（先行指示）を行う場合は、

受発注者間で認識の共有を図るため、指示書等（書面）にその内容に伴う増減額の**概算金額を記載**すること

- ・ 明示する概算金額は、直工及び共通仮設費「積み上げ分」のみ。
- ・ 概算額の明示は、新規の工種・種別・細別。
- ・ 算定に時間を要する場合は「後日通知する」ことを添えて指示。

「概算金額」の留意事項

- 下記を参考に記載することが可能
 - ・ 土木工事標準積算基準書
 - ・ 見積、協会資料
 - ・ 類似する他工事の例
 - ・ 設計業務等の成果 等
- 参考値であり**変更契約額を拘束するものではない**

効 果



受注者

注文書・請書等の作成



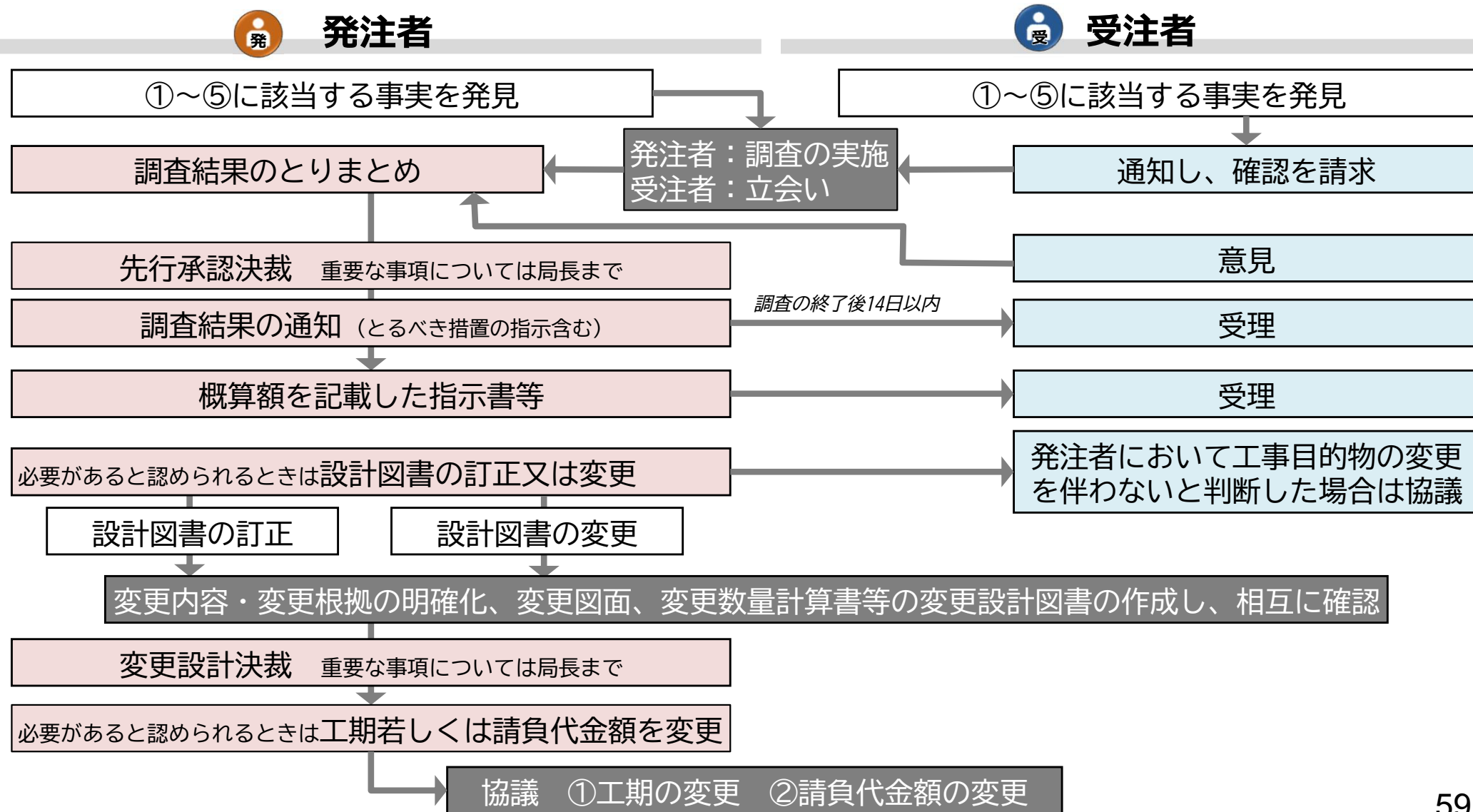
発注者

予算管理の参考

土木工事設計変更ガイドライン（案） P12

4. 設計変更手続きフロー

- ① 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと
- ② 設計図書に誤謬、脱漏があること
- ③ 設計図書の表示が明確でないこと
- ④ 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと
- ⑤ 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと



5. 関連事項

指定・任意の正しい運用

（関係法令：契約書第1条第3項）

- ◆ 仮設、施工方法等には、指定と任意があり、発注においては、指定と任意の部分を明確にする
- ◆ 任意については、受注者が自らの責任で行うもので、仮設、施工方法等の選択は、受注者に委ねられており、原則として変更の対象としない

発注者（監督者）は、**任意の趣旨を踏まえ、適切な対応をする**

任意における不適切な対応例

- ・ ○○工法で積算しているので、「○○工法以外での施工は不可」との対応
- ・ 標準歩掛かりではバックホで施工となっているので、「クラムシェルでの施工は不可」との対応
- ・ 新技術の活用について受注者から申し出があった場合に、「積算上の工法で施工」するよう対応

ただし、任意であっても、設計図書に示された施工条件と実際の現場条件が一致しない場合は変更できる。

5. 関連事項

入札・契約時の契約図書等の疑義の解決

- ◆ **契約図書等についての疑義**は、**各段階で解決**しておくことがスムーズな設計変更につながる



入札前の段階

- 工事の入札（又は見積書提出）に当たっては、入札公告（入札説明書を含む）又は指名通知書（もしくは見積もり依頼書）、北陸地方整備局競争契約入札心得、契約書案、特記仕様書、工事数量総括表、契約図面、参考資料及びこの現場説明書を**熟覧**のうえ、入札書（又は見積書）を提出するものとする。（現場説明資料 説明事項 1. 入札（又は見積書の提出）について（1））
- 入札参加者は、仕様書、契約図面、契約書案及び現場等を**熟覧**のうえ、入札しなければならない。この場合において**仕様書、契約図面、契約書案等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。**（競争契約入札心得 第4条（入札等））

5. 関連事項

入札・契約時の契約図書等の疑義の解決



契約後の段階

- 総価契約単価合意方式は、工事請負契約における受発注者間の双務性の向上の観点から請負代金額の変更があった場合の金額の算定や部分払金額の算定を行うための単価等をもって協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払いに伴う協議の円滑化を図ることを目的として実施するものである。
（総価契約単価合意方式 実施要領 1. 目的及び内容）
- 受注者は、**施工前及び施工途中において、自らの負担により、契約書第18条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事項がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。**なお、確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等を含むものとする。
- また、受注者は監督職員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなくてはならない。（共通仕様書 1 - 1 - 1 - 3 設計図書の照査等）

土木工事設計変更ガイドライン（案）事例集

適用にあたって

「土木工事設計変更ガイドライン（案）事例集」は北陸地方において実際に発注された工事の設計変更となった事例、及びならなかった事例を集めたものですが、土木工事は千差万別の自然条件・社会条件の制約のもとで多岐にわたる目的物を生産するものであり、必ずしも事例集と同様に変更契約できるということを保証するものではありません。

https://www.hrr.mlit.go.jp/gijyutu/4tenset/h3104_4tenset-henkou_jirei.pdf

土木工事設計変更ガイドライン(案) 事例集

平成31年4月

北陸地方建設事業推進協議会
工事施工対策部会

護岸工事・水替工(数量変更) 設計変更となった事例 1

【工事概要】 護岸工 L=110m、根固工74t N=97個
【変更協議の要点(ポイント)】
低水護岸工事において、仮締切内で護岸基礎工のため掘削するが、その際、地下水が浸透してくるため、仮締切からの排水いわゆる水替工が必要となった。
当初設計では、近隣現場の工事実績をもとに、ポンプ規模等を積算するが、実際には、地下水位の変化に伴い、排水量、日数、ポンプ規格等が異なることがある。
【経緯と変更結果】
・特記仕様書に明示してある。記載例参照
・排水量、ポンプ規格の根拠が明らかであった。
・排水量は測定。
・監督職員と協議済み
・直接工事費で約12.7百万円の増額変更

工事特記仕様書の記載例
「水替工」における排水ポンプは潜水ポンプ口径200mm×5台を予定しているが、受注者は排水量を測定のうえと協議するものとし、設計変更の対象とする。

排水量の三角堰による測定状況

水替工については、条件等を特記仕様書に明示することを原則とする。
仕様書に具体的な条件明示がない場合、現地状況が一致しない場合は、契約書18条第1項の四により、所定の協議に基づき、変更の対象とできる。

護岸工事・法覆護岸工(法長の調整) 設計変更となった事例 2

【工事概要】 河川土工 V=28,100m³ 護岸基礎工 L=261m 法覆護岸工 A=1420m²
根固工 N=290個 工期 H21.2.5~H21.7.10

【変更協議の要点(ポイント)】
○○○川地区において、低水護岸を新設し既設の堤防護岸に平張コンクリートで一体化する設計になっていたが、現地測量の結果、新設部の計画護岸高と既設護岸が接り合わない事が判明したため、新設護岸の法長を調整する必要があった。

【経緯と変更結果】
・契約書第18条四項に基づき、下記の内容で協議を行った結果、変更に至った。
・新設低水護岸の計画基礎高さを重要視し、低水護岸と既設高水護岸との景観を考慮に入れ、嵩上げコンクリートで調整した。
又、既設と新設との護岸法線も不具合なので、嵩上げコンクリートでの調整は必然的であった。
・直接工事費で約8.7百万円の増額変更

【コメント】
・発注者より、施工内容の一部変更指示を頂き施工に取り掛かったが、着手前の現地踏査と事前測量が重要である。

完成写真

土木工事設計変更ガイドライン（案）

3. 工事円滑化推進会議における活用フロー



発注者の活用方法

工事円滑化推進会議



受注者の活用方法

設計変更協議や手続き等を円滑化に行うための参考資料として活用



設計・積算

工事設計審査・
施工条件検討部会

入札公告

入札・契約

施工条件確認部会

工程調整部会

照査結果検討部会
(工事連携会議含む)

工事・事業情報共有部会

設計変更等検討部会

変更協議・変更契約

納品・検査

設計変更協議や手続き等を円滑化に行うための参考資料として活用



良くわかる〇〇シリーズ

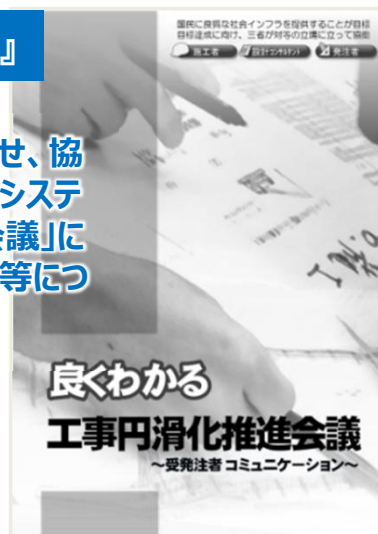
「良くわかる〇〇シリーズ」

○ 工事の施工に係る受注者・発注者間のコミュニケーション向上の仕組みや設計業務等の品質確保の取り組みについて、その内容、進め方等について詳しく解説した手引き書を作成

工事関係

『良くわかる工事円滑化推進会議』

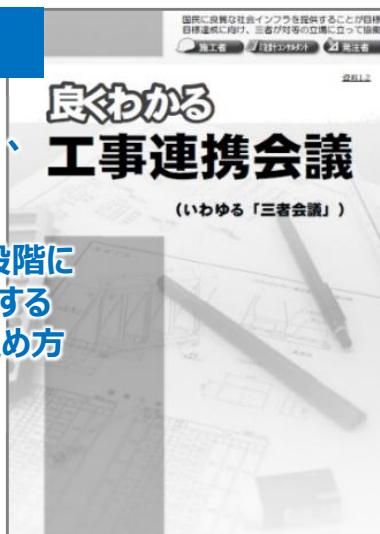
受注者、発注者における工事施工の打合せ、協議等のコミュニケーションに関する進め方をシステムとして捉えた仕組み「工事円滑化推進会議」について、会議の目的、定義、内容、進め方等について詳しく解説



工事関係

『良くわかる工事連携会議』

工事の発注者、設計者（コンサルタント）、施工者（建設業）が一堂に会し、設計意図等の施工段階への継承と反映、3者の責任の範囲と明確化、工事施工段階における条件変更時の対応等について調整する「工事連携会議」の目的、定義、内容、進め方等について詳しく解説



工事関係

『良くわかる設計と工事の図面』

図面の取り扱いについて、発注者（設計業務と工事がある）、設計者（コンサルタント）、施工者（建設業）の三者において、図面の種類ではなく、図面の取り扱いに関して、その名称、作成主体、位置づけ等について詳しく解説



設計業務等関係

『良くわかる設計業務等の品質確保』

設計業務等の品質確保に関する取り組みを受・発注者の責任を明確にし、わかりやすくとりまとめ、詳しく解説

